

横浜市認定こども園及び保育所地域子育て支援事業実施要領

制定 平成 17 年 3 月 15 日 福子地第 525 号（本部長決裁）

最近改正 令和 7 年 3 月 6 日 こ保運第 1553 号（局長決裁）

（趣旨）

第 1 条 横浜市認定こども園及び保育所地域子育て支援事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）の施行については、横浜市認定こども園及び保育所地域子育て支援事業補助金交付要綱（以下「補助金交付要綱」という。）及び育児支援センター園及び子育てひろば私立常設園の指定に係る手続等に関する要綱に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

（用語の定義）

第 2 条 この要領における用語の意義は、実施要綱の例による。

（認定こども園及び保育所の責務）

第 3 条 本事業を行う認定こども園及び保育所は、事業の実施にあたっては、この要領の定めに従うものとし、園長以下全職員が協力し、各々が持つ子育て支援に係る知識、技術を活用するよう努めなければならない。また、必要に応じて子育て支援関係機関等との連携と協力のもとに事業を実施するよう努めなければならない。

（育児支援会議）

第 4 条 区長は、当該区に所在する認定こども園及び保育所が行う本事業に関し、事業に係る情報交換、調整等を行うことを目的として育児支援会議を開催することができる。

2 前項の会議の構成、開催時期、議題等については、実状に応じて区長が定めるものとする。

（育児支援センター園等連絡会議）

第 5 条 こども青少年局長は、本事業を円滑に実施するため、必要に応じて、すべての育児支援センター園及び子育てひろば私立常設園（以下「センター園等」という。）の園長により構成する育児支援センター園等連絡会議（以下「連絡会議」という。）を開催することができる。

2 連絡会議の開催等に関する事項については、次のとおり定める。

（1）連絡会議には複数の幹事を置き、会議の運営、取りまとめ、全区の事業実績の集約等を行う。

（2）会議には、必要に応じて専任従事者が出席することができる。

（育児支援センター園の専任従事者）

第 6 条 育児支援センター園の専任従事者は、互いに協力して、本事業を実施するものとする。

2 育児支援センター園の専任従事者は、園長の指示の下に、職員会議、カリキュラム会議等園の会議に出席するものとする。

（育児相談）

第 7 条 育児相談は、認定こども園及び保育所の特性を生かして実施する相談を通じて、保護者の抱え

る子育ての不安や悩みの解消及び地域の育児力の向上を図るとともに、他の地域子ども・子育て支援事業につながっていく機会となることを目的として実施する。

- 2 育児相談の内容によって、各認定こども園及び保育所において適切な対応が困難である場合には、相談者の同意を得たうえで、福祉保健センター、児童相談所等専門機関へつなぐ等の対応を行うものとする。また、このような対応において円滑な連携が図れるよう、通常からこれらの専門機関との関係を密にするよう努めるものとする。
- 3 育児相談日の設定にあたっては、同一区内で育児相談日の設定がない曜日が無いよう努めるものとする。
- 4 育児相談の受付時間は次の各号に定めるとおりとする。
 - (1) センター園
原則として午前9時30分から午後4時まで
 - (2) センター園以外の市立保育所
原則として午前9時30分から正午まで
 - (3) 私立常設園のうち週5日又は週6日開所する園
1日5時間以上
 - (4) 私立常設園のうち週3日又は週4日開所する園
1日3時間以上
- 5 育児相談の実施日数の基準は、センター園及び私立常設園のうち週5日又は週6日開所する園にあつては週5日以上、私立常設園のうち週3日又は週4日開所する園にあつては週3日以上、センター園以外の市立保育所にあつては週1日以上とする。
- 6 センター園等には、原則として育児相談専用の電話を設置するものとする。
- 7 育児相談の一環として各園で体験保育を行う。体験保育は原則として個人を対象に実施する。

(育児講座)

- 第8条 育児講座は、認定こども園及び保育所の特性を生かして実施する講座を通じて、保護者が子育てに関する理解を深めることにより、子育ての不安や悩みの解消及び地域の育児力の向上を図るとともに、他の地域子ども・子育て支援事業につながっていく機会となることを目的として実施する。
- 2 育児講座の実施にあたっては、各認定こども園及び保育所は次の各号に掲げる事項について留意するものとし、区長は、育児支援会議において情報収集をする等状況把握に努め、必要に応じて各認定こども園及び保育所の実施計画について調整を行うものとする。
 - (1) 育児講座の実施により、入所児童の保育に支障が生じることがないようにするものとする。
 - (2) 開催日及び開催時間の設定については、保護者等が参加しやすいように配慮して設定を行うものとする。
 - (3) テーマ、形式、定員等については、各保育所の人材、施設規模等の実状に応じて、事業目的に沿うよう適切に計画するものとする。
 - (4) 開催の周知については、育児支援会議において情報提供する等他の認定こども園、保育所及び区役所の協力を得て、より広く参加者を募るよう努めるものとする。
 - 3 育児講座の実施回数の基準は、別表1のとおりとする。ただし、センター園等以外の認定こども園及び保育所にあつては、補助金交付要綱に定めるところによるものとする。
 - 4 育児講座は、必要に応じて地域ケアプラザ等関係機関との共催、又は複数の認定こども園及び保育

所の合同開催をすることができるものとする。

- 5 センター園等以外の市立保育所においては、育児講座の開催にあたって必要な場合には、担当保育士や他の市立保育所職員の応援を求めることができるものとする。

(交流保育)

第9条 交流保育は、子育て中の保護者とその児童が、認定こども園及び保育所の園児と交流することを通じて、保護者が子どもの育ちや子育てに関する理解を深めることにより、子育ての不安や悩みの解消及び地域の育児力の向上を図るとともに、他の地域子ども・子育て支援事業につながっていく機会となることを目的として実施する。

- 2 交流保育の実施にあたって、各認定こども園及び保育所が留意する事項及び区長が行う事項については、前条第2項の規定を準用する。
- 3 交流保育の実施回数の基準は、別表1のとおりとする。ただし、センター園等以外の認定こども園及び保育所にあつては、補助金交付要綱に定めるところによるものとする。

(施設の地域開放)

第10条 施設の地域開放は、認定こども園及び保育所の保育室、遊戯室及び園庭等の施設を、子育て中の保護者とその児童等が集い、相互に交流する場として継続的に提供し、子育て中の保護者の閉塞感、孤立感を緩和することにより、子育ての不安や悩みの解消及び地域の育児力の向上を図るとともに、他の地域子ども・子育て支援事業につながっていく機会となることを目的として実施する。

- 2 前項の目的を達するため、施設の地域開放の実施にあたっては、来所する児童の見守りや保護者の交流の支援を行うスタッフを置くよう努めるものとする。
- 3 施設の地域開放の実施にあたって、各認定こども園及び保育所が留意する事項及び区長が行う事項については、第8条第2項第1号、第2号及び第4号の規定を準用する。
- 4 施設の地域開放の実施時間の基準は、センター園にあつては1日5時間以上、センター園以外の認定こども園及び保育所にあつては、保護者等が参加しやすいように配慮して設定するものとする。
- 5 施設の地域開放の実施日数は、センター園にあつては週5日以上、子育てひろば私立常設園のうち週5日又は週6日開所する園にあつては週3日以上、子育てひろば私立常設園のうち週3日又は週4日開所する園及びセンター園以外の市立保育所にあつては週1日以上とする。

(子育てに関する情報提供)

第11条 子育てに関する情報提供は、子育てに関する公的サービス、地域の子育て支援サービス、地域の子育てサークル活動、その他の情報を、身近な認定こども園及び保育所において提供することにより、子育て中の保護者とその児童が必要とするサービス等につながっていくことを目的として実施する。

- 2 前項の目的を達するため、各認定こども園及び保育所は、育児相談、育児講座、施設の地域開放等の機会を通じて日ごろから、子育て中の保護者やその児童にとって必要な情報がどのようなものか把握するよう努めなければならない。
- 3 提供する情報の収集にあたっては、育児支援会議等他機関とのネットワークを活用して、より広く情報を集め、また認定こども園及び保育所間で共有するものとする。
- 4 情報の提供にあたっては、保護者に求められて提供するのみでなく、情報誌の発行、情報掲示板の

設置、インターネットを活用した情報提供等、保護者が情報を容易に得られるよう多様な方法により、積極的に提供するよう努めなければならない。

(子育てサークル活動等の育成及び支援)

第 12 条 子育てサークル活動等の育成及び支援は、認定こども園及び保育所の職員の知識・技術、保育室及び遊戯室等の施設を生かして、子育て中の保護者等が自主的に行う子育てサークル活動等の育成、支援を行うことにより、子育て中の保護者の閉塞感、孤立感の緩和、子育ての不安や悩みの解消及び地域の育児力の向上を図るとともに、認定こども園及び保育所地域子育て支援事業を通じて来園する保護者による、新たな子育てサークル活動の形成を促す機会や参考となることを目的として実施する。

2 前項の目的を達するため、各認定こども園及び保育所は実情に応じて、子育てサークルに対して、その活動のための場を提供するほか、遊びの指導等の支援を行うものとする。

3 子育てサークル活動の育成、支援は、必要に応じて地域ケアプラザ等関係機関と協力し、行うことができる。

4 区長は、その把握する子育てサークル活動を、各認定こども園及び保育所が行う育成、支援活動につなげ、又は地域育児教室の会場を認定こども園及び保育所とする等、子育てサークル活動の育成、支援を行うにあたって必要な支援を行うものとする。

5 各認定こども園及び保育所は、自らが支援する子育てサークル及び来園する他の子育て中の保護者が、相互に交流し、また、連携、協力し合うことにより、これらのサークル活動が発展するよう支援に努めなければならない。

(地域に出向いての支援)

第 13 条 育児支援センター園は、実施要綱第 3 条各号に定める事業のいずれかにおいて、地域ケアプラザ等の施設や公園等の地域に出向いて行う育児支援を年 2 回以上実施するものとする。

(実施報告)

第 14 条 区長は、各認定こども園及び保育所において実施した本事業について、別に定める方法により、こども青少年局長に報告するものとする。

(委任)

第 15 条 子育てひろば私立常設園について、第 7 条第 4 項及び第 5 項、第 8 条第 3 項、第 9 条第 3 項並びに第 10 条第 4 項及び第 5 項に定める受付時間、実施日数及び実施回数の基準（以下「受付時間等」という。）のいずれか又は全部を満たすことが困難である場合であって、こども青少年局長が必要と認める場合には、区長は、受付時間等について別に定めることができる。

(特例措置)

第 16 条 天災地変などその他やむを得ない事情で、横浜市からの要請により事業を休止した場合は、第 7 条第 4 項及び第 5 項、第 8 条第 3 項、第 9 条第 3 項並びに第 10 条第 4 項及び第 5 項に定める受付時間等について、実施したもののみなす。

附 則（平成 17 年 3 月 15 日制定）

（施行期日）

この要領は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 12 月 6 日制定）

（施行期日）

この要領は、平成 17 年 12 月 6 日から施行する。

附 則（平成 18 年 3 月 31 日制定）

（施行期日）

この要領は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 3 月 1 日制定）

（施行期日）

この要領は、平成 20 年 3 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 8 月 1 日制定）

（施行期日）

この要領は、平成 20 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 3 月 1 日制定）

（施行期日）

この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和 2 年 3 月 30 日から施行する。ただし、第 16 条の改正規定は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 11 月 25 日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1 （育児講座及び交流保育の実施回数の基準）

		育児講座	交流保育
センター園等		育児講座・交流保育合わせて年 12 回以上	
センター園以外の市立保育所	大型園（定員 80 人以上の保育所をいう。）	育児講座・交流保育合わせて年 2 回以上	
	小型園（定員 80 人未満の保育所をいう。）	育児講座・交流保育合わせて年 1 回以上	